

令和8年2月改訂版

長野県宿泊税 特別徴収の手引き



長野県総務部税務課

目次

第1章 宿泊税について	2
1 宿泊税の目的と用途	2
2 宿泊税の徴収方法	3
第2章 宿泊税の仕組み	4
1 課税客体・納税義務者	4
2 免税点・課税免除	5
3 宿泊料金	7
4 税率	10
第3章 特別徴収義務者としての登録など	12
1 特別徴収義務者としての登録	12
2 特定宿泊施設の申出等	16
3 特別徴収義務者の登録事項の変更等	20
第4章 宿泊税の申告納入など	26
1 宿泊税の申告納入	26
2 申告納入期限の特例	35
3 納入義務の免除・還付	39
4 更正の請求	40
第5章 帳簿等の記載・保存など	41
1 帳簿等の記載・保存	41
2 領収書等への表示	42
第6章 その他	43
1 特別徴収義務者報償金	43
2 調査等	43
3 加算金	44
4 延滞金	44
5 罰則規定	45
6 不服申立て	46
7 お問い合わせ先（県税事務所一覧）	47

第1章 宿泊税について

1 宿泊税の目的と用途

宿泊税は、観光資源の充実、旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、長野県が導入する法定外目的税です。

宿泊税による税収を活用して、次のような施策を実施します。

<p>県主体事業</p>	<p>○世界水準の山岳高原観光地づくりのための施策の重点的な実施</p> <p>(1) 長野県らしい観光コンテンツの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県を象徴する新たな観光コンテンツの整備促進 ・国内外から多くの人々が繰り返し訪れる、魅力ある自然公園づくり ・豊かな自然や文化資源を満喫しながら、移動自体をアクティビティとして楽しめる環境の整備 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(2) 観光客の受入環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長野県を訪れる世界中の旅行者に快適で最適な移動を提供する「信州観光M a a S」の実装及び観光DXの推進 ・地域の魅力に確実にアクセスできるような観光における移動保証の実現 ・周遊・滞在の拠点となる宿泊施設集積地における地域一体となった観光まちづくりの推進 ・周遊・滞在の拠点となる宿泊施設の滞在環境の向上 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(3) 観光振興体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光地経営の司令塔となる、観光地経営組織（DMO）の機能強化 <p style="text-align: right;">等</p> <p>○徴税経費・広報経費等</p>
<p>市町村交付金事業</p>	<p>○地域が独自性を発揮して取り組むとともに、県と市町村が一体となり広域的な視点を持ちながら観光施策に取り組むため、市町村において活用できる財源を徴収・配分</p>

2 宿泊税の徴収方法

(1) 特別徴収制度

宿泊税の納税義務者は、長野県内に所在する旅館・ホテル若しくは簡易宿所又は住宅宿泊事業に係る施設の宿泊者ですが、長野県が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設において宿泊者から徴収し、宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）が長野県に申告納入していただくこととしております。このような制度を「特別徴収制度」といいます。



(2) 特別徴収義務者

宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。

委託契約等により当該宿泊施設の経営に責任を有する者（実質的経営者）も宿泊施設の経営者に含まれます。

宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、宿泊税の特別徴収義務者としての登録、宿泊税の徴収、県への申告納入、帳簿等の記載・保存及びこれらに関連する手続きを行う必要があります。第3章から第5章において、必要な手続きの詳細について記載しています。

○特別徴収義務者としての登録	第3章「特別徴収義務者としての登録など」	12ページから
○宿泊税の申告納入	第4章「宿泊税の申告納入など」	26ページから
○帳簿等の記載・保存	第5章「帳簿等の記載・保存など」	41ページから

(3) 松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村に所在する宿泊施設

独自に宿泊税を導入する5市町村（松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村）においては、当該市町村が県分及び市町村分の宿泊税をまとめて徴収する予定ですので、当該市町村内に所在する宿泊施設の経営者（特別徴収義務者）は、当該市町村に対して申告納入手続きを行っていただくことになります。

そのため、特別徴収義務者としての登録の手続きや申告納入手続きについては、各市町村が定める方法によることとなりますので、詳細についてはそれぞれ下記までお問い合わせください。

【市町村 宿泊税担当部署】

松本市	松本市 市民税課 庶務担当	Tel:0263-33-4218
軽井沢町	軽井沢町 税務課 地域振興税係	Tel:0267-45-8514
阿智村	阿智村 出納室 税務係	Tel:0265-43-2220
白馬村	白馬村 税務課 課税係 宿泊税担当	Tel:0261-85-0712
野沢温泉村	野沢温泉村 総務課 税務係	Tel:0269-85-3111

第2章 宿泊税の仕組み

1 課税客体・納税義務者

宿泊税の課税対象となる行為（宿泊税の課税客体）は、宿泊施設における宿泊料金を受けて行われる宿泊であり、その宿泊者（宿泊税の納税義務者）に課税されます。

（1） 宿泊の定義

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、宿泊施設が宿泊者との契約において宿泊として取扱うものを宿泊とします。

（2） 宿泊者の定義

宿泊者とは、宿泊施設から宿泊設備の提供を受け、当該施設に宿泊した者をいいます。なお、宿泊した者が実際に宿泊料金を支払ったかどうかは問いません。

2 免税点・課税免除

(1) 免税点

宿泊料金*が1人1泊につき6,000円未満の宿泊に対しては、宿泊税は課されません。

※「宿泊料金」については、後記3（7ページ）をご覧ください

(2) 課税免除（学校の教育活動又は研究活動等としての宿泊等）

学校の教育活動又は研究活動として宿泊する場合や、保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合などは、宿泊税の課税が免除となります（課税免除の対象は下表のとおり）。

対象の宿泊	対象施設	対象の活動	対象者
学校の教育活動 又は研究活動 としての宿泊 <small>（条例第3条第1号）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育学校 ・高等学校 ・中等教育学校 ・特別支援学校 ・大学 ・高等専門学校 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校が編成した教育課程に基づく教育活動又は研究活動 ・大学又は高等専門学校が主催する学校の行事 ・学校が作成する教育計画に基づき実施する課外活動 ・学校公認の学内学生団体が当該団体の作成する活動計画（学校の長があらかじめ承認したものに限り）に基づき実施する課外活動 （当該学校の長がその旨を証明するものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の幼児、児童、生徒、学生 ・上記の者の引率者
保育所等の施設 が主催する行事 としての宿泊 <small>（条例第3条第2号）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を行う施設 ・認可外保育施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等の施設が主催する行事 （当該施設の長がその旨を証明するものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・満3歳以上の幼児 ・上記幼児の引率者
フリースクール が主催する行事 としての宿泊 <small>（条例第3条第3号）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が認定等をするフリースクール <small>（対象となるフリースクールは県HPに掲載予定・現時点では長野のみ認証制度あり）</small> 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールが教育の目的で主催する行事 （当該フリースクールの長がその旨を証明するものに限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・フリースクールの児童又は生徒 ・上記の者の引率者

【宿泊施設における手続き】

- ① 宿泊に際して学校等が作成した「**学校の教育活動又は研究活動等であることの証明書**」を受領することにより課税免除の対象となる宿泊を確認してください。
- ② 受領した証明書は、宿泊施設において5年間保存してください。（県への証明書提出は不要ですが、県の税務調査等において証明書の確認を行う場合があります。）

(3) 課税免除（**外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊**）

外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点から宿泊税を課さないこととされています。

課税免除の取扱い等については、「外国公館等に対する課税資産の譲渡等に係る消費税の免除の取扱いについて」（消費税法基本通達）に準ずるものとし、県から承認を受けた課税免除対象施設における宿泊で、宿泊に際して外国の大使等から証明書（免税カード）の提示があった場合のみ課税免除となります。

【対象となる宿泊施設】

宿泊税課税免除施設として県から承認を受けた宿泊施設

（外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設）

【対象となる宿泊】

消費税を免除される者として外務省大臣官房儀典官からその証明書となる免税カードの交付を受けた者及びその家族の宿泊

【宿泊施設における手続き】

① 宿泊税の課税が免除される施設としての指定を受けようとする場合は、「**外国大使の課税免除施設承認申請書**」により、事前に県に対して申請してください。詳しい申請方法等については県までお問い合わせください。

（注）この申請が行えるのは、外国公館等に対する消費税の免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設の経営者の方のみです。

② 宿泊に際して、外国の大使等から消費税の免除のための「免税カード」の提示を受けて、課税免除の対象となることを確認してください。

（注）宿泊に係る消費税が免除となる場合に限り、宿泊税も課税免除となります。

3 宿泊料金

(1) 宿泊料金の定義

宿泊者が宿泊施設における宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額をいいます。

宿泊料金に含まれるもの	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わらず請求される金額例)：清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代等及びこれらに係るサービス料、奉仕料
宿泊料金に含まれないもの	<ul style="list-style-type: none">○ 宿泊に伴い提供される飲食、遊興、施設（客室を除く。）の利用等の対価に相当する金額○ 消費税、地方消費税、入湯税等の税額に相当する金額○ 立替金等の宿泊の対価としての性格を有しないものに相当する金額例)：タクシー代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代など○ 宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

(2) 宿泊料金の考え方

例1 1泊2食付きなど食事代込みの料金設定しかない場合

- ・食事付きの料金の設定しかない場合は、各宿泊施設でその実態に応じ、適切に宿泊料金と食事代を分けて算定します。
- ・また、食事代の除外がどうしてもできない場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例2 朝食無料サービス等の取扱い

- ・朝食無料サービスなど、無料で食事が提供される場合は、食事の対価に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例3 税込み宿泊料金の場合

- ・消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例4 宿泊料金の割引・優待等がある場合

- ・会員割引、株主優待などにより、宿泊施設が自ら通常の宿泊料金の一定割合又は金額を割引した場合には、割引後の額を宿泊料金とします。宿泊施設独自の制度等に基づくポイント等を利用した割引についても同様です。
- ・ただし、旅行会社やカード会社が宿泊者にポイントを付与して、これにより割引を行う場合は割引前の金額を宿泊料金とします。

例5 補助金・助成金等（第三者からの支払い）がある場合

- 宿泊に対する補助金、助成金等、宿泊者以外の者（第三者）から当該宿泊に関して当該宿泊施設に支払うべき額がある場合には、その第三者が支払うべき額と宿泊者が支払うべき金額とを合算した額を宿泊料金とします。

例6 企画旅行における宿泊料金の取扱い

- 予め又は旅行者からの依頼により旅行業者が旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金（食事等の付帯サービスの料金相当分を除く。）を宿泊料金とします。

例7 旅行業者が宿泊施設や乗車券等のサービスを手配する手配旅行等において、宿泊施設が宿泊料金の一定割合を取扱手数料として旅行業者（手配業者）に支払う場合

- 宿泊施設が宿泊料金の一定割合を旅行業者に取扱手数料として支払う場合は、取扱手数料を控除する前の金額を宿泊料金とします。

例8 連泊割引がある場合

- 連続して宿泊（連泊）した場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。
（例：1人が3泊した場合 1人×300円×3泊＝900円）
- 連泊したことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引した金額を宿泊料金とします。
- 連泊期間を一括して割引きを行った場合は、割引き後の宿泊料金の総額を宿泊数で除した額を宿泊料金とします。

例9 時間延長がある場合

- 宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、宿泊施設がその延長に係る料金を宿泊料金として取り扱っていれば、その額を宿泊料金に含めます。
- ただし、延長に係る料金を宿泊施設が宿泊料金として取り扱っていなければ、延長に係る料金は宿泊料金に含みません。

例10 外貨建て取引による場合

- 外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値（TTM）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。
- 具体的な取扱いについては「外貨建て取引に係る会計処理等」（法人税基本通達）に準じます。

例 11 1人当たりの宿泊料金の設定がない客室の場合の取扱い

- 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金の設定がない場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。この場合、客室ごとに宿泊料金や宿泊者数が異なるときは、各客室の宿泊料金及び宿泊者数により、客室ごとに1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「ア」・「イ」参照)
- 子どもによる無料の添い寝利用など、宿泊料金が発生しない宿泊者がいる場合は、その者を宿泊者数から除外して1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「ウ」参照)
- 宿泊者が支払うべき宿泊料金に、エキストラベッド代など特定の宿泊者に帰属しない金額が含まれる場合は、当該金額を含む宿泊料金の総額を宿泊者の総数で除して得た金額を1人当たりの宿泊料金とします。(下記「エ」参照)
- 宿泊者が支払うべき宿泊料金に、ベビーベッド代など特定の宿泊者に帰属することが明らかな金額が含まれる場合は、当該金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に扱い、1人当たりの宿泊料金を算出します。(下記「オ」参照)

【1室税抜き 20,000 円 (ツインルーム) / 宿泊税 1人1泊につき 300 円の場合】

ア 1人で宿泊 (いわゆるシングルユース)

20,000 円 ÷ 1人 = 20,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 1人】

イ 2人で宿泊

20,000 円 ÷ 2人 = 10,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 2人】

ウ 大人2人、子ども1人 (添い寝無料) で宿泊

20,000 円 ÷ 2人 = 10,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 2人】

※宿泊料金が無料の子ども1人は宿泊者数から除外

エ 3人で宿泊 (エキストラベッド代 7,000 円)

(20,000 円 + 7,000 円) ÷ 3人 = 9,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 3人】

オ 大人2人、乳児1人で宿泊 (ベビーベッド代 2,000 円)

20,000 円 ÷ 2人 = 10,000 円・・・【宿泊税 300 円 × 2人】

2,000 円 ÷ 1人 = 2,000 円・・・【宿泊税の課税対象外】 ※乳児1人分は別に取扱い

4 税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次のとおりです。

宿泊年月日	宿泊料金	税率※
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	200円
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	300円

※ 特例として、制度開始3年間（令和8年6月1日から令和11年5月31日まで）の間における宿泊に係る税率は、宿泊者1人1泊につき200円となります。

【参考：松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村における税率】

独自に宿泊税を導入する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村における宿泊税の税率は、それぞれ次のとおりです。

<松本市>

宿泊年月日	宿泊料金	税率	内訳	
			県税	市税
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上	200円	100円	100円
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上	300円	150円	150円

<軽井沢町>

宿泊年月日	宿泊料金	税率	内訳	
			県税	町税
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上 10,000円未満	200円	100円	100円
	10,000円以上 100,000円未満	250円	100円	150円
	100,000円以上	700円	100円	600円
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上 10,000円未満	300円	150円	150円
	10,000円以上 100,000円未満	350円	150円	200円
	100,000円以上	800円	150円	650円

<阿智村>

宿泊年月日	宿泊料金	税率	内訳	
			県税	村税
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上	300円	100円	200円
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上	350円	150円	200円

<白馬村>

宿泊年月日	宿泊料金	税率	内訳	
			県税	村税
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上 20,000円未満	200円	100円	100円
	20,000円以上 50,000円未満	400円	100円	300円
	50,000円以上 100,000円未満	900円	100円	800円
	100,000円以上	1,900円	100円	1,800円
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)		
	6,000円以上 20,000円未満	300円	150円	150円
	20,000円以上 50,000円未満	500円	150円	350円
	50,000円以上 100,000円未満	1,000円	150円	850円
	100,000円以上	2,000円	150円	1,850円

<野沢温泉村>

宿泊年月日	宿泊料金	税率
R8.6.1～R11.5.31 (制度開始3年間)	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	3.5% ※うち100円は県税分
R11.6.1以降	6,000円未満	(免税)
	6,000円以上	5.0% ※うち150円は県税分

第3章 特別徴収義務者としての登録など

1 特別徴収義務者としての登録

(1) 登録申請

宿泊施設を経営されている方及び新たに宿泊施設の経営を開始する方は、県に対して特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

なお、登録申請は、営業許可を受けた（届出を行った）宿泊施設ごとに必要となります。

【提出書類】

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書（現在事項証明書）
	〔経営者が個人の場合〕	住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類 （民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム（事業者）画面など）
④	宿泊に係る契約書面（宿泊約款など）	
⑤	宿泊料金表など宿泊料金分かる書類（施設のホームページを印刷したもので可）	
⑥	申請書に記載された口座情報が確認できる書類（通帳の写しなど）	

※ ②～⑥の書類については、申請書に記載の項目が確認できるものとしてください。いずれも写しで構いません。

※ ③について、旅館業の場合で、営業の承継（譲渡等）が行われている宿泊施設については、旅館業経営承継承認書を併せて提出してください。また、許可を受けてから変更事項がある場合は、保健所へ提出した変更届（申請書に記載の項目の変更に關するもの）もすべて提出してください。

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金（43 ページ参照）の受取りのため提出いただくものです。特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください。

【実質的経営者等である旨の申立】

旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者**以外の者**が、当該施設の特別徴収義務者として申請を行うときは、上記①～⑥の提出書類に加え、下記⑦、⑧の書類の提出が必要です。詳しい手続きの方法等については県までお問い合わせください。

⑦	実質的経営者等である旨の申立書
⑧	営業許可を受けた（届出を行った）者と実質的経営者等との間で締結した契約書等の写し等 （宿泊施設に係る事業損益の帰属先が確認できるもの） ※契約書等がない場合は県までご相談ください。

【申請期限・申請先】

下記の区分に応じ、申請してください。郵送、eLTAXによる申請も可能です。

※eLTAXでの申請については「長野県宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き」をご確認ください。

区分	申請期限	申請先
令和8年6月1日時点において宿泊施設を経営している場合 （従前から宿泊施設を経営している場合を含む）	令和8年 <u>6月8日</u>	〔 <u>令和8年5月31日まで</u> に申請する場合〕 長野県庁税務課
令和8年6月2日以降に新たに宿泊施設の経営を開始する場合	経営を開始しようとする日の <u>5日前</u>	〔 <u>令和8年6月1日以降</u> に申請する場合〕 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

様式 宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）

宿泊税特別徴収義務者登録申請書

1 令和7年 ●月 ●日

長野県 ●● 県税事務所長 殿

※「住(居)所(所在地)」の記載について

- ・都道府県名は省略可能です。
- ・町または村の場合は郡名から記載してください。

2 申請者 住(居)所 長野市●●●●●1-2
(所在地)
氏 名 株式会社 長野県税観光
(法人名)

長野県宿泊税条例第10条第1項又は第2項の規定により、下記のとおり登録特別徴収義務者としての登録をしてください。

記

3 特別徴収義務者	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)氏名(法人名及び代表者の氏名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ナガノ タロウ 株式会社 長野県税観光 代表取締役 長野 太郎			
	特別徴収義務者報償金受取口座情報	金融機関名	●●銀行	本・支店(所)名	●●支店
		預金種別	当座	口座番号	●●●●●●
	(フリガナ)口座名義人	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光			
4 施設の許可・届出	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)氏名(法人名及び代表者の氏名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ナガノ タロウ 株式会社 長野県税観光 代表取締役 長野 太郎			
	種別	1 旅館・ホテル	2 簡易宿所	3 住宅宿泊事業	
	許可・届出年月日	平成●年 ●月 ●日	許可・届出番号	●●○○第●●-●●号	
	登録申請者と許可・届出名義人との関係	本人			
5 施設	所在地	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-3 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)名称	ナガノケンゼイホテル 長野県税ホテル			
	概要	客室数	100 室	収容人員	150 名
	経営開始年月日	平成●年 ●月 ●日			
6 書類送付先	住(居)所(所在地)	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	(フリガナ)氏名(法人名)	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ケイリブ ケイリカ 株式会社 長野県税観光 経理部 経理課			

1 「年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「申請者」欄

- ・申請者の住（居）所（所在地）、氏名（法人名）を記載してください。

3 「特別徴収義務者」欄

- ・宿泊施設の経営を個人が行っている場合はその個人の住（居）所、電話番号及び氏名を、宿泊施設の経営を法人が行っている場合はその法人の所在地、電話番号、法人名及び代表者の氏名を記載してください。
- ・「特別徴収義務者報償金受取口座情報」欄に記載の口座に、特別徴収義務者報償金の振込みを行います。なお、特別徴収義務者と同じ名義の口座を記載してください。

4 「施設の許可・届出」欄

- ・旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者の住（居）所（所在地）、電話番号、氏名（法人名及び代表者の氏名）を記載してください。また、「種別」欄の該当するものに〇をし、旅館業の営業許可日又は住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出年月日を記載してください。
- ・「許可・届出番号」欄には、以下のとおり記載してください。
(旅館業の場合)・・・旅館業の営業許可通知書の右上に記載の許可番号

例：「長野～指令●●〇〇第●●-●号」

※●は数字、○は文字

※「-（ハイフン）」を含め下線部分をすべて記載

- (住宅宿泊事業の場合)・・・住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号

例：「M20●●●●●●●●」

※M20を含めすべて記載

- ・「登録申請者と許可・届出名義人との関係」欄には、特別徴収義務者（**3**）と旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者（**4**）との関係を記載してください。

5 「施設」欄

- ・宿泊施設の情報について記載してください。
- ・「経営開始年月日」欄には、宿泊施設の経営を開始した（開始する）年月日を記載してください。

6 「書類送付先」欄

- ・特別徴収義務者（**3**）が法人の場合で、申告納入に係る書類の送付先として特定の部署を希望する場合に限り、その部署名を記載してください。

(2) 特別徴収義務者証票の交付

特別徴収義務者としての登録後に宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）を交付します。

この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。また、フロントが複数ある場合などは各フロントに証票を掲示してください。証票が複数枚必要なときは必要枚数を交付しますので県までご相談ください。

証票を紛失、汚損又は破損したときは、「宿泊税特別徴収義務者証票亡失・損傷届出書」による手続きが必要になります。詳しい申請方法等については県までお問い合わせください。

様式 宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）

第	号
	
長野県	
宿泊税特別徴収義務者証票	
長野県宿泊税条例に定める特別徴収義務者であることを証する。	
Accommodation Tax Special Collecting Agent Certificate	
Verified as a special collecting agent as written in the Nagano Prefectural Government Accommodation Tax Ordinance.	
Nagano Prefectural Government	

2 特定宿泊施設の申出等

(1) 特定宿泊施設の申出

宿泊料金が1人1泊につき **6,000円以上となる宿泊がない宿泊施設**（「特定宿泊施設」といいます。）の経営者（特別徴収義務者）は、「特別徴収義務者としての登録申請」は必要ありませんが、「**特定宿泊施設に該当することの申出**」が必要になります。

なお、特定宿泊施設はすべての宿泊が免税点未満の宿泊（宿泊料金が1人1泊につき6,000円未満の宿泊）となることから、特定宿泊施設の経営者においては宿泊税の申告納入は不要ですが、特別徴収義務者として帳簿等の記載・保存（41 ページ参照）を行う必要があります。

【提出書類】

①	特定宿泊施設に該当することの申出書*
②	宿泊料金確認票
③	宿泊料金表など宿泊料金分かる書類（写しで構いません。施設のホームページを印刷したものでも可。）

※ 記載項目は「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）」と同様です。
申出書の記載方法は14ページを参考としてください。

【実質的経営者等である旨の申立】

旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者**以外の者**が、当該施設の特別徴収義務者として申出を行うときは、**上記①～③の提出書類に加え、下記④、⑤の書類の提出が必要**です。詳しい手続きの方法等については県までお問い合わせください。

④	実質的経営者等である旨の申立書
⑤	営業許可を受けた（届出を行った）者と実質的経営者等との間で締結した契約書等の写し等（宿泊施設に係る事業損益の帰属先が確認できるもの） ※契約書等がない場合は県までご相談ください。

【申出時期・申出先】

下記のとおり申し出てください。郵送による申出も可能です。

申出時期	申出先
随時	〔令和8年5月31日までに申し出る場合〕 長野県庁税務課
	〔令和8年6月1日以降に申し出る場合〕 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

様式 特定宿泊施設に該当することの申出書

※ 記載方法は14ページを参考としてください。

特定宿泊施設に該当することの申出書					
長野県 ●● 県税事務所長 殿		令和7年 ●月 ●日			
		申出者 住（居）所 長野市●●●●●1-2 （所在地） 氏 名 株式会社 長野県税観光 （法人名）			
宿泊料金が1人1泊につき 6,000 円以上となる宿泊がないことについて、下記のとおり申し出ます。					
記					
特別徴収義務者	住（居）所 （所在地）	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光			
施設の許可・届出	住（居）所 （所在地）	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ 株式会社 長野県税観光			
	種 別	① 旅館・ホテル 2 簡易宿所 3 住宅宿泊事業			
	許可・届出 年月日	平成●年 ●月 ●日	許可・届出 番号	●●○○第●●●-●●号	
	申出者と許可・届出名義人との 関係	本人			
施設	所 在 地	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-3 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	（フリガナ） 名 称	ナガノケンゼイホテル 長野県税ホテル			
	概 要	客室数	100 室	収容人員	150 名
	経営開始 年月日	平成●年 ●月 ●日			
書類送付先	住（居）所 （所在地）	〒●●●●-●●●● 長野市●●●●●1-2 電話番号●●●●-●●●●-●●●●			
	（フリガナ） 氏 名 （法人名）	カブシキガイシャ ナガノケンゼイカンコウ ケイリブ ケイリカ 株式会社 長野県税観光 経理部 経理課			

(2) 特定宿泊施設に該当しなくなった宿泊施設の特別徴収義務者としての登録

特定宿泊施設として県に申出を行った宿泊施設において、宿泊料金の改定等に伴い1人1泊につき6,000円以上の宿泊料金となる宿泊が新たに発生することとなった場合には、宿泊税の特別徴収義務者としての登録申請を行う必要があります。

【提出書類】※1(1)(12ページ参照)の登録申請と同様です。

①	宿泊税特別徴収義務者登録申請書(様式第6号)	
②	〔経営者が法人の場合〕	登記事項証明書(現在事項証明書)
	〔経営者が個人の場合〕	住民票(個人番号(マイナンバー)の記載がないもの)
③	〔旅館業の場合〕	旅館業営業許可通知書
	〔住宅宿泊事業の場合〕	住宅宿泊事業に係る届出番号及び施設の所在地が確認できる書類 (民泊ポータルサイト内民泊制度運営システム(事業者)画面など)
④	・宿泊に係る契約書面(宿泊約款など)	
⑤	・宿泊料金表など宿泊料金がかかる書類(施設のホームページを印刷したものでも可)	
⑥	・申請書に記載された口座情報が確認できる書類(通帳の写しなど)	

※ ②～⑥の書類については、申請書に記載の項目が確認できるものとしてください。いずれも写しで構いません。

※ ③について、旅館業の場合で、営業の承継(譲渡等)が行われている宿泊施設については、旅館業経営承継承認書を併せて提出してください。また、許可を受けてから変更事項がある場合は、保健所へ提出した変更届(申請書に記載の項目の変更に関するもの)もすべて提出してください。

※ ⑥については、特別徴収義務者報償金(43ページ参照)の受取りのため提出いただくものです。特別徴収義務者と同じ名義の口座としてください。

【実質的経営者等である旨の申立】

旅館業の営業許可を受けた者又は住宅宿泊事業の届出を行った者以外の者が、当該施設の特別徴収義務者として申請を行うときは、上記①～⑥の提出書類に加え、下記⑦、⑧の書類の提出が必要です。詳しい手続きの方法等については県までお問い合わせください。

⑦	実質的経営者等である旨の申立書
⑧	営業許可を受けた(届出を行った)者と実質的経営者等との間で締結した契約書等の写し等 (宿泊施設に係る事業損益の帰属先が確認できるもの) ※契約書等がない場合は県までご相談ください。

【申請期限・申請先】

下記のとおり申請してください。郵送、eLTAXによる申請も可能です。

※eLTAXでの申請については「長野県宿泊税に係る電子申告・申請(eLTAX)の手引き」をご確認ください。

申請期限	申請先
料金改定等により宿泊税の課税対象施設となった日から <u>10日以内</u>	〔令和8年5月31日までに申請する場合〕 長野県庁税務課
	〔令和8年6月1日以降に申請する場合〕 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

3 特別徴収義務者の登録事項の変更等

(1) 登録事項の変更があったとき

特別徴収義務者として登録している事項に変更があった場合は、登録事項の変更申請を行ってください。

【申請書類】

様式	宿泊税特別徴収義務者登録変更申請書（様式第8号）
添付書類 (写して構いません)	【特別徴収義務者に係る変更（代表者、所在地、住所など）】 ⇒〔法人の場合〕登記事項証明書（履歴事項証明書） 〔個人の場合〕住民票（個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
	【宿泊施設の営業許可等及び施設に係る変更（所在地、名称など）】 ⇒旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく変更届など、変更の事実を確認できる書類
	【その他の変更】
	⇒変更の事実を確認できる書類

【申請時期・申請先】

下記のとおり申請してください。郵送による申請も可能です。

申請時期	申請先
変更が生じた都度、随時	〔令和8年5月31日までに申請する場合〕 長野県庁税務課
	〔令和8年6月1日以降に申請する場合〕 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

【宿泊施設について営業の譲渡等があった場合】

次のいずれかの事由により特別徴収義務者に変更があったときは、上記の変更申請書による手続きではなく、経営廃止の届出（23 ページ参照）を行った上で、新たに特別徴収義務者としての登録申請を行ってください。

- ・ 営業譲渡、相続又は贈与
- ・ 既登録の特別徴収義務者を被合併法人とする合併
- ・ 会社分割による別法人への業務の承継
- ・ 個人事業者の法人への変更
- ・ 特別徴収義務者である法人の解散による個人事業者への変更
- ・ その他上記に類する事由

1 「年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- ・証券番号は、宿泊税特別徴収義務者証券の右上に記載の番号（12桁）を記載してください。

例：「第●●●●●●●●●●●●●●00号」

※下線部分（末尾の「00」を含む12桁）を記載

3 「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例：「M20●●●●●●●●」

※「M20」を含めすべて記載

4 「変更年月日」欄

- ・登録事項の変更が生じた年月日を記載してください。

5 「変更事項」欄

- ・該当するものに○をしてください。

6 「内容」欄

- ・変更事項について、変更前と変更後の内容を記載してください。

(2) 宿泊施設の経営を休止・再開するとき

宿泊施設の営業を1か月以上休止する場合は、事前に届出を行ってください。

また、休止期間を定めずに営業を休止した場合で、営業を再開しようとするときは、経営再開の届出を行ってください（経営休止の届出の際に、予め休止期間を届け出た場合は、経営再開の届出は不要です）。

なお、休止の日までに徴収すべき宿泊税は、休止の日から1月以内に申告納入を行う必要があります。

【届出書類】

様 式	宿泊税経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）
添付書類 (写しで構いません)	【経営を休止する場合】 ⇒旅館業法に基づく停止届出書、「営業休止のお知らせ」などの宿泊施設の経営休止を確認できる書類
	【経営を再開する場合】 ⇒「営業再開のお知らせ」などの宿泊施設の経営再開を確認できる書類

【届出時期】 経営を休止又は再開しようとするとき

【届出先】 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

(3) 宿泊施設の経営を廃止するとき

宿泊施設の経営を廃止したときは、届出を行ってください。

また、特別徴収義務者の登録時に交付を受けた宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）（15ページ参照）を返納してください。

なお、廃止の日までに徴収すべき宿泊税は、廃止の日から1月以内に申告納入を行う必要があります。

【届出書類】

様 式	宿泊税経営休止（再開、廃止）届出書（様式第9号）
添付書類	・旅館業法、住宅宿泊事業法に基づく営業の廃止（廃業）の届出書（写し） ・宿泊税特別徴収義務者証票（様式第7号）（返納）

【届出期限】 経営廃止の日から **10日以内**

【届出先】 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

1 「年月日」欄

- ・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

- ・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- ・証票番号は、宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（12桁）を記載してください。

例：「第●●●●●●●●●●●●●●00号」

※下線部分（末尾の「00」を含む12桁）を記載

3 「施設」欄

- ・宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例：「M20●●●●●●●●」

※「M20」を含めすべて記載

- ・「届出区分」欄は、該当するものに○をしてください。

4 「休止期間」「再開年月日」「廃止年月日」欄

- ・休止の場合はその期間を、再開・廃止の場合はその日を記載してください。

5 「休止又は廃止の理由」欄

- ・休止又は廃止の場合は、その理由を記載してください。

第4章 宿泊税の申告納入など

1 宿泊税の申告納入

特別徴収義務者は、原則、毎月末日までに、前月に徴収すべき宿泊税について、宿泊施設ごとに、県への申告及び納入の手続きが必要です。

(1) 申告手続きについて

【提出書類】

様式	宿泊税納入申告書（様式第2号）
添付書類	課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記載された書類（宿泊税月計表 [※] など）

※ 記載項目を満たしていれば任意の様式で結構です。

【提出期限・提出先等】

提出期限	提出先	提出方法
毎月末日 （その前月分として 徴収すべき宿泊税に ついて）	宿泊施設の所在地を 管轄する県税事務所	以下のいずれかの方法で提出してください。 ・ eLTAX を利用した電子申告 [※] ・ 管轄の県税事務所に郵送 ・ 管轄の県税事務所の窓口を持参

※ 詳細は「**長野県宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き**」をご確認ください。

【注意点】

- ・ 申告手続きは、「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に必要となります。
- ・ 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告手続きを行ってください。
- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日が申告の期限になります。
- ・ 12月の申告期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、次の平日）です。

(2) 納入手続きについて

県に申告した宿泊税の税額は、以下のいずれかの方法（場所）で納入してください。
納入期限までに「宿泊税納付（納入）書・領収書」により、県に納入してください。

【納入期限・納入場所等】

納入期限	納入場所
毎月末日 （その前月分として徴収すべき 宿泊税として申告した税額につ いて）	以下のいずれかの方法で納入してください。 ○eLTAX を利用した電子納税※ ○「宿泊税納付（納入）書・領収書」により以下の場所で納入 ・管轄の県税事務所の窓口 ・金融機関の窓口

※ 支払方法は、①インターネットバンキング、②クレジットカード払い、③ダイレクト納付（事前登録した口座から引落とし）となります。

詳細は「長野県宿泊税に係る電子申告・申請（eLTAX）の手引き」をご確認ください。

【窓口での納入ができる金融機関】

窓口での納入ができる金融機関については県ホームページをご確認ください。

〔長野県ホームページ〕 納付可能な金融機関一覧

https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/kurashi/kenze/aramashi/aramashi/nofusaki.html#kinyuukikan_kenzeijimusyomadoguchi

【注意点】

- ・ 宿泊税納付（納入）書・領収書は「宿泊施設ごと」かつ「月ごと」に作成し、納入してください。
- ・ 月末が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、次の平日が納入の期限になります。
- ・ 12月の納入期限は翌年1月4日（この日が土曜日、日曜日又は祝日にあたる場合は、次の平日）です。

(3) プレプリント様式の送付

特別徴収義務者の登録のある宿泊事業者には、申告納入に必要な様式について、予め一定の事項を印字した上で、毎年3月頃に翌年度分をまとめて送付する予定です。（この様式を「プレプリント様式」といいます。）

※ 令和8年度分のプレプリント様式は、令和8年3月中旬までに特別徴収義務者としての登録申請があった宿泊事業者を対象に、令和8年5月頃に送付予定です。

【送付するプレプリント様式の内訳】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 宿泊税納入申告書（様式第2号）・ 宿泊税月計表・ 宿泊税納付（納入）書・領収書 |
|---|

様式 宿泊税納入申告書（様式第2号）

	宿泊税納入申告書			※ 処理事項	郵便官署消印	確認印
1	事務所 長野県 県税事務所長 殿					
2	令和 年 月 日					
3	特別徴収義務者	住（居）所（所在地） 長野市 1-2 電話番号				
	氏名（法人名） 株式会社 長野県税観光 電話番号					
	この申告に回答する者の野署名及び氏名 総務部総務課 長野 一郎 電話番号					
4	施設	所在地 長野市 1-3 電話番号				
	名称又は届出番号 長野県税ホテル					
	課税番号					
5	令和 08 年 06 月分					
6	区分	宿泊数	税率	税額		
	1人1泊6千円以上の宿泊	200	泊	200	40000	円
	課税対象外	30	泊			
備考	課税対象外の宿泊数の内訳	・ 1人1泊6千円未満の宿泊 ・ 長野県宿泊税条例第3条の規定により課税免除される宿泊 ・ 外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊				
7	令和 年 月分					
8	令和 年 月分					
7	区分	宿泊数	税率	税額		
	1人1泊6千円以上の宿泊		泊	200		円
	課税対象外		泊			
備考	課税対象外の宿泊数の内訳	・ 1人1泊6千円未満の宿泊 ・ 長野県宿泊税条例第3条の規定により課税免除される宿泊 ・ 外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊				
8	区分	宿泊数	税率	税額		
	1人1泊6千円以上の宿泊		泊	200		円
	課税対象外		泊			
備考	課税対象外の宿泊数の内訳	・ 1人1泊6千円未満の宿泊 ・ 長野県宿泊税条例第3条の規定により課税免除される宿泊 ・ 外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊				

※プレプリント様式の場合
赤字部分の記載が必要です。
青字部分は予め印字されています。

7、8の欄は申告納入期限の特例の適用がある場合のみ使用します。

(注) 1 ※欄は記入しないでください。
 2 課税対象及び課税対象外の宿泊数が宿泊年月日ごとに記入された書類を添付してください。
 3 申告すべき宿泊税額が0円の場合も申告書を提出してください。
 4 備考欄には、次の区分により課税対象外の宿泊数の内訳を記入してください。
 (1) 1人1泊6千円未満の宿泊
 (2) 長野県宿泊税条例第3条の規定により課税免除される宿泊
 (3) 外国の大使等の任務遂行に伴う宿泊

1 「事務所」欄

- 以下の区分により宿泊施設の所在地を管轄する事務所のコード（2桁）を記載してください。

事務所コード	事務所名	管轄区域
01	東信県税事務所	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡※、上田市、東御市、小県郡
04	南信県税事務所	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡、岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡、飯田市、下伊那郡※
07	中信県税事務所	松本市※、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡、木曾郡、大町市、北安曇郡※
09	総合県税事務所	長野市、須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡、中野市、飯山市、下高井郡※、下水内郡

※ 独自に宿泊税を導入する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内の宿泊施設における申告納入手続きは、当該市町村に対して行っていただくことになります。

手続き等についてのお問い合わせは各市町村までお願いします。（3ページ参照）

2 「年月日」欄

- 納入申告書の提出年月日を記載してください。

3 「特別徴収義務者」欄

- 登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。
- 「この申告に应答する者の部署名及び氏名」欄には、申告内容に係る県からの問合せに対応いただく方の部署名及び氏名を記載してください。

4 「施設」欄

- 宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- 住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例：「M20●●●●●●●●」

※「M20」を含めすべて記載

- 「課税番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（全12桁）の上10桁を記載してください。

例：「第●●●●●●●●●●00号」

※下線部分のみ（10桁）を記載

5 「令和 年 月分」欄

- 申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記載してください。

例：提出期限が令和8年7月末日の申告・・・「令和08年06月分」と記載

提出期限が令和8年8月末日の申告・・・「令和08年07月分」と記載

6 「宿泊数」「税額」欄

- ・「宿泊数」欄には、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数及び課税対象外の宿泊数を記載してください。宿泊税月計表の「計」欄と合致していることを必ず確認してください。
- ・「税額」欄には、1人1泊につき6,000円以上の宿泊数に税率を乗じた額を記載してください。
- ・「備考欄」には、課税対象外の宿泊数の内訳を区分ごと記載してください。宿泊税月計表の「計」欄と合致していることを必ず確認してください。

7・8

- ・この記載欄は、申告納入期限の特例（35ページ参照）の適用を受けている場合に使用します。
- ・特例の適用を受けていない場合は、1段目の「宿泊数」「税額」欄（6）のみ使用し、申告書1枚につき、1月分の申告としてください。

様式 宿泊税月計表

宿 泊 税 月 計 表

令和 8 年 6 月分

2 課税番号	●●●●●●●●	3 施設の名称 又は届出番号	長野県税ホテル
------------------	----------	-----------------------------	---------

日付	課税対象	宿 泊 数			
		課税対象外			
		課税対象外計 ①+②	1人1泊6千円未満 ①	課税免除 ②	うち外国大使等 課税免除
1	8				
2	10				
3	15	14	4	10	
4	12				
5	6				
6	0				
7	5				
8	6				
9	6				
10	3				
11	10	5	5		
12	13				
13	0				
14	2				
15	1				
16	4				
17	5				
18	7				
19	8	1	1		
20	13				
21	8				
22	10	7	7		
23	10				
24	3				
25	6				
26	8				
27	4				
28	0				
29	5	3	3		
30	6				
31	6				
計	200	30	20	10	

※プレプリント様式の場合
赤字部分の記載が必要です。
青字部分は予め印字されています。

1 「令和 年 月分」欄

- ・申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記載してください。
（納入申告書の5「令和 年 月分」欄と同じ年月となります。）

2 「課税番号」欄

- ・宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（全12桁）の上10桁を記載してください。

例：「第●●●●●●●●●●00号」

※下線部分のみ（10桁）を記載

3 「施設の名称又は届出番号」欄

- ・宿泊施設の名称を記載してください。
- ・住宅宿泊事業の場合は、住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例：「M20●●●●●●●●」

※「M20」を含めすべて記載

4 「宿泊数」欄

- ・対象年月における課税対象の宿泊数（1人1泊につき6,000円以上の宿泊数）及び課税対象外の宿泊数を日ごとに記載してください。
- ・課税対象外の内訳として、①1人1泊6千円未満 ②課税免除（うち外国大使等課税免除）を日ごとにそれぞれ記載してください。

※ なお、必ずしも上記の様式でなくても、記載項目が同様のものであれば、任意の様式で構いません。

※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、3か月分の内訳表を1枚にまとめたものも使用できます。

様式 宿泊税 納付（納入）書・領収書

県税	宿泊税	(県)									
宿泊税 納付（納入）書・領収書											
長野県	口座番号	加入者									
	00560-1-960021	長野県 総務部 税務課									

※プレプリント様式の場合
赤字部分の記載が必要です。
青字部分は予め印字されています。

1	株式会社 長野県税観光 様									
----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2	年度	課税番号	年月分	課税事由
	08	●●●●●●●●●●	08年 06月分	申告 変更 請求

3	税 額	十	百	千	万	円
	延滞金					
	過少申告加算金					
	不申告加算金					
	重加算金					
4	合 計					4 0 0 0 0 0

5	店 舗 番 号	預 金 種 別	口 座 番 号	領 収 日 付 印
5	納 期 限			8 年 7 月 31 日
6	課 税 事 務 所			長野県 ●● 県税事務所

3枚複写の様式となっていますので、
ボールペンでしっかりと記載してください。

上記の金額を領収しました。
延滞金は、裏面によって計算した額です。
(納税者交付)

1 「様」欄

- ・特別徴収義務者の氏名又は法人名を記載してください。

2 「年度」「課税番号」「年月日」「課税事由」欄

- ・「年度」欄には、該当する年度を記載してください。
- ・「課税番号」欄には、宿泊税特別徴収義務者証票の右上に記載の番号（全12桁）の上10桁を記載してください。

例：「第●●●●●●●●●●00号」

※下線部分のみ（10桁）を記載

- ・「年月分」欄には、申告の前提となる宿泊行為があった年月（納入申告書の提出月の前月）を記載してください。（納入申告書の5「令和 年 月分」欄と同じ年月となります。）
- ・課税事由は「申告」となりますので、「課税事由」欄の「更正」「決定」の部分に二重線を引いてください。プレプリント様式の場合は、予め「更正」「決定」の部分に*が印字されていますので、二重線を引く必要はありません。

3 「税額」欄

- ・納入する税額を記載してください。
- ・宿泊税納入申告書の税額と合致していることを必ず確認してください。

4 「合計」欄

- ・「税額」欄と同額を記載してください。

5 「納期限」欄

- ・納入期限（納入申告書の提出月の末日）を記載してください。
例：令和8年7月申告納入分（令和8年6月宿泊分）・・・「8年7月31日」と記載
令和8年8月申告納入分（令和8年7月宿泊分）・・・「8年8月31日」と記載

6 「課税事務所」欄

- ・宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所名を記載してください（29ページ参照）。

※ 申告納入期限の特例の適用を受けている場合は、宿泊行為があった月ごとに1枚（計3枚）の納入書を作成し、納入してください。

2 申告納入期限の特例

(1) 申告納入期限の特例とは

宿泊税の申告納入は、原則毎月行っていただく必要がありますが、一定の要件を満たす場合は、申告納入期限の特例の適用（県税事務所長の指定）を受けることで、徴収した宿泊税について3か月分まとめて申告納入を行っていただくことができます。

特例の適用対象月	特例の適用を受けた場合の申告納入期限	特例適用の申請期限 (適用を開始する月の前々月末日)
1月、2月、3月申告納入分 (12月、1月、2月宿泊分)	3月末日	11月末日
4月、5月、6月申告納入分 (3月、4月、5月宿泊分)	6月末日	2月末日
7月、8月、9月申告納入分 (6月、7月、8月宿泊分)	9月末日	5月末日
10月、11月、12月申告納入分 (9月、10月、11月宿泊分)	12月末日	8月末日

【特例の適用要件】

- ①適用を受けようとする年度の初日の属する年（適用年）の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が360万円以下であること。
- ②適用年の前年の1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日前に条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。
- ③特例の適用についての取消しを受けた者にとっては、当該取消しの日から1年を経過していること。
- ④適用年の前年の1月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
- ⑤県税に係る徴収金を滞納していないこと。
- ⑥特別徴収義務者の財産の状況その他の事情から宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

(2) 申請方法

特例の適用を希望する場合は、「**宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第3号）**」により下記のとおり申請してください。

【申請期限】 適用を開始しようとする月（1月、4月、7月、10月のいずれかの月）の
前々月末日（上表のとおり）

【申請先】 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

【申請にあたっての注意点】

- ・申請は宿泊施設ごとに行う必要があります。
- ・特例適用の指定を受けた場合は、その取消しがない限り、次年度以降も特例の適用は継続されます。
- ・特例の適用については、県からの通知する指定通知書に記載された「**特例が適用されることとなる年月**」からとなります。特例が適用される年月までは原則どおり毎月の申告納入が必要となります。

《例》

- ・令和9年5月末日までに特例の適用を申請
- ・県からの指定通知書に「**令和9年7月申告納入分(令和9年6月宿泊分)から**」適用と記載
- ➡令和9年5月申告納入分(令和9年4月宿泊分)・・・令和9年**5月末日**までに申告納入 (**原則どおり**)
- 令和9年6月申告納入分(令和9年5月宿泊分)・・・令和9年**6月末日**までに申告納入 (**原則どおり**)
- 令和9年7月申告納入分(令和9年6月宿泊分)・・・令和9年**9月末日**までに申告納入* (**特例適用**)

※ 令和9年8月及び9月申告納入分と合わせて申告納入

【指定の取消し】

特例の適用要件を満たさなくなると認められる場合は、県から指定取消通知書を通知します。指定が取り消された場合、原則どおり毎月の申告納入が必要です。

(3) 令和8年度から令和12年度までの経過措置

宿泊税制度開始に伴う経過措置として、令和8年度から令和12年度までの各年度における特例の適用要件（前ページ参照）の一部については、下記のとおりとします。

年度	適用要件①	適用要件②	適用要件④
R8	令和8年6月から同年8月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 60万円 以下であること。	令和7年10月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、令和8年6月6日までに条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。	令和8年6月1日以後に宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定を受けていないことその他宿泊税の申告が適正に行われていると認められること。
R9	令和8年6月から同年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 120万円 以下であること。	令和8年1月1日前に当該宿泊施設の経営を開始し、かつ、適用年の前年の9月1日までに条例第10条第1項又は第2項の規定による登録の申請を行っていること。	// (令和8年度と同じ)
R10	適用年の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 240万円 以下であること。	(経過措置なし)	(経過措置なし)
R11	// (令和10年度と同じ)	(経過措置なし)	(経過措置なし)
R12	適用年の前々年の12月から前年11月までの宿泊に係る当該宿泊施設における宿泊税の納入すべき金額の合計額が 300万円 以下であること。	(経過措置なし)	(経過措置なし)

様式 宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書（様式第3号）

宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用者指定申請書			
		1 令和8年 ●月 ●日	
長野県 ●● 県税事務所長 殿		2 特別徴収義務者（証票番号●●●●●●●●●●00）	
		住（居）所 長野市●●●●1-2	
		（所在地）	
		氏 名 株式会社 長野県税観光	
		（法人名）	
		（電話番号●●●●-●●●●-●●●●）	
長野県宿泊税条例第9条第2項の規定により、宿泊税の納入申告書の提出期限及び納入期限に係る特例の適用を受けたいので下記のとおり申請します。			
記			
3 施設	所在地	長野市●●●●1-3	
	名称又は届出番号	長野県税ホテル	
4	前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額	500,000 円	
5	経営開始年月日	平成●年 ●月 ●日	
6	宿泊税特別徴収義務者登録申請書の提出年月日	令和●年 ●月 ●日	
7	長野県宿泊税条例第9条第4項の規定による指定の取消し	有 ・ 無	取消年月日 年 月 日
8	宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定	有 ・ 無	決定年月日 年 月 日
9	県税に係る徴収金の滞納	有 ・ 無	

1 「年月日」欄

・申請書の提出年月日を記載してください。

2 「特別徴収義務者」欄

・登録している特別徴収義務者の情報を記載してください。

3 「施設」欄

- ・ 宿泊施設の所在地及び名称を記載してください。
- ・ 住宅宿泊事業の場合は、「名称又は届出番号」欄に住宅宿泊事業の届出受理の際に発行される標識に記載された届出番号を記載してください。

例：「M20●●●●●●●●」

※「M20」を含めすべて記載

4 「前々年の12月から前年の11月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額」欄

- ・ 以下の区分により金額を記載してください。

特例の適用を受ける年度の初日の属する年(適用年)	記載する金額
令和8年度	令和8年6月から8月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額
令和9年度	令和8年6月から11月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額
令和10年度以降	適用年の前々年12月から前年の11月までの宿泊に係る宿泊税の納入すべき金額の合計額

5 「経営開始年月日」欄

- ・ 宿泊施設の営業を開始した日を記載してください。

6 「特別徴収義務者登録申請書の提出年月日」欄

- ・ 県に対して「宿泊税特別徴収義務者登録申請書（様式第6号）」を提出した日（申請書の右上に記載した年月日）を記載してください。

7 「長野県宿泊税条例第9条第4項の規定による指定の取消し」欄

- ・ 過去に指定の取消しを受けていない場合は、「無」に○をしてください。
- ・ 過去に申告納入期限の指定の取消しを受けている場合は、「有」に○をし、取消年月日を記載してください。取消しの日から1年を経過していない場合は、特例の適用を受けることはできません。

8 「宿泊税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定」欄

- ・ 適用年の前年の1月1日以後において、加算金の決定を受けていない場合は、「無」に○をしてください。
- ・ 適用年の前年の1月1日以後において、加算金の決定を受けた場合は、「有」に○をし、決定年月日を記載してください。適用年の前年の1月1日以後に加算金の決定を受けている場合は、特例の適用を受けることはできません。

9 「県税に係る徴収金の滞納」欄

- ・ 申請日時点で県税（宿泊税に限りません。）の滞納がない場合は「無」に、ある場合は「有」に○をしてください。県税の滞納がある場合は、特例の適用を受けることができません。

3 納入義務の免除・還付

(1) 納入義務の免除

特別徴収義務者が宿泊者から宿泊料金及び宿泊税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は申告納入期限までに特別徴収義務者が受け取った宿泊税を、天災、火災、盗難等避けることのできない理由により失ったと認められる場合には、申請に基づき調査を行った上で、納入義務を免除します。

【納入義務の免除となる例】

- ・納税義務者（宿泊者）が破産、整理等の法的手続きに入り、支払い不能となったため、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・宿泊者の死亡、失踪、行方不明又は刑の執行により、特別徴収義務者が宿泊税を受け取ることができなくなった場合
- ・特別徴収義務者が天災等に遭い、宿泊税の納入ができなくなった場合

(2) 還付

既に納入した宿泊税について、納入義務の免除に該当する場合は当該宿泊税分を還付します。

なお、納入済みの宿泊税を還付する場合において、特別徴収義務者に県税の未納金がある場合、還付する額をこれに充当する場合があります。

(3) 申請手続き

納入義務の免除又は還付を受けようとする場合は、下記のとおり申請してください。詳しい申請方法等については県までお問い合わせください。

【申請書類】

- 宿泊税還付・納入義務免除申請書（様式第10号）
- 罹災証明、被害届等の申請する理由を証明する書類

【申請時期】 随時

【申請先】 宿泊施設の所在地を管轄する県税事務所

4 更正の請求

(1) 更正の請求

特別徴収義務者が、計算誤り等の理由により納入すべき宿泊税額を実際よりも過大に申告してしまった場合、更正の請求をすることができます。

(2) 更正の請求ができる期間

更正の請求ができるのは、原則として納入期限から5年以内とされています。

(申告納入期限の特例適用を受けている場合は、その納入期限から5年以内)

(3) 更正を請求する場合の手続き

「**更正請求書**」による請求手続きが必要となります。詳しい請求方法等については県までお問い合わせください。

また、更正の請求があった場合、帳簿等の調査に基づき、更正等の処理を行います。そのため、宿泊施設の帳簿等を確認させていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第5章 帳簿等の記載・保存など

1 帳簿等の記載・保存

徴収すべき宿泊税の税額を適正に把握し、適正な申告納入手続きを行っていただくため、特別徴収義務者においては、宿泊施設ごとに、帳簿の記載、書類の作成及びそれぞれの保存を行っていただく必要があります。

(1) 帳簿・書類の記載事項、保存期間

区分	記載事項	保存期間
帳簿	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数、宿泊税の課税免除の対象となる宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している帳簿等（総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳、売上帳、仕入帳等）をもって「帳簿」とできます。	納入申告書を提出した日の属する月の末日の翌日から5年間
書類	○ 宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数及び宿泊税額 ※ 上記の事項が網羅されたものであれば、業務上作成している書類等（棚卸表、貸借対照表、損益計算書、契約書、領収書、予約表等）をもって「書類」とできます。	当該書類に記載する宿泊が行われた日の属する月の末日の翌日から5年間

区分	宿泊年月日	宿泊料金	宿泊者数	課税対象となる宿泊者数	課税免除の対象となる宿泊者数	宿泊税額
帳簿	○	○	○	○	○	○
書類	○	○	○			○

(2) 帳簿・書類の電磁的記録等

帳簿・書類を、条例の規定によりコンピュータを使用して作成する場合、宿泊税条例及び条例施行規則に定める一定の要件*を満たせば、電子データでの記録（電磁的記録）の備付け・保存をもって、紙での備付け・保存に代えることができます。

また、書類の保存に関しては、宿泊税条例及び条例施行規則に定める一定の要件*を満たせば、当該書類をスキャナで読み取った電子データの保存（スキャナ保存）をもって、紙での保存に代えることができます。

※ 電磁的記録及びスキャナ保存のための要件については、国税及び地方税に関する法令の規定に準ずるものです。

2 領収書等への表示

宿泊料金の領収書等には、宿泊税の名称とその額の表示をお願いします。

税の名称表示は、日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax」です。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

消費税の詳しい取り扱いについては、税務署までお問い合わせください。

【例1】 合計の内訳に宿泊税額を計上する場合

領収書		
〇〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
	宿泊税	300円
合計		11,300円
〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇		
〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

【例2】 宿泊税額を別に計上する場合

領収書		
〇〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	10,000円
	消費税等	1,000円
合計		11,000円
上記のほか、宿泊税額300円を領収しました。		
〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇		
〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

【例3】 客室料金に宿泊税額を含める料金設定の場合

領収書		
〇〇〇様		
		〇〇〇号室 人数 1名
日付	項目	金額
〇月〇日	客室料金	11,300円
	合計	11,300円
上記金額には、消費税額等1,000円及び宿泊税額300円が含まれています。		
〇〇年〇〇月〇〇日 長野県〇〇市〇〇〇		
〇〇〇〇ホテル		
印 紙		受領印

第6章 その他

1 特別徴収義務者報償金

(1) 特別徴収義務者報償金とは

特別徴収制度の円滑な運営を図り、納期内納入を促進するとともに県税収入を確保することを目的として、納期限までに申告納入された宿泊税の一定割合を特別徴収義務者に報償金として交付するものです。

(2) 算定期間等（以下の内容で現在調整中）

算定期間：一定の期間（12 か月間）の納期内納入分を基準に算定

交付時期：年1回（特別徴収義務者としての登録申請時に届出いただく口座へ振込み）

(3) 交付率（以下の内容で現在調整中）

期間（納入月）	交付率（納期内納入額に乗じる）	
令和8年7月～ 令和13年6月分 （制度開始5年間）	算定期間におけるすべての申告及び納入を 納期内に行った場合	3.0%
	上記を満たし、かつ、算定期間における すべての申告を電子申告により行った場合	3.5%
令和13年7月分以降	算定期間におけるすべての申告及び納入を 納期内に行った場合	2.5%

※ 算定期間内に納期限を過ぎてから納入した税額があった場合は、交付率を変更することを検討しています。

2 調査等

(1) 県による調査等

宿泊税の適正な申告や申告内容等の確認のため、県の職員が宿泊施設の実地調査や申告指導を行うことがあります。公平・公正な税務行政の運営のためご協力をよろしくお願いいたします。

(2) 更正・決定

県による実地調査等により、申告すべき宿泊税額が適正に申告されていない事実等が判明した場合には、正しい税額を納入していただくために、更正・決定を行います。

更正・決定を行った場合は、県から納入すべき税額及び納入期限を通知しますので、納入期限までに納入してください。

更正	申告いただいた宿泊税額に誤りがある場合に行う処分 ※「更正の請求」については、40ページを参照ください。
決定	申告納入すべき宿泊税額があるにもかかわらず、申告がない場合に行う処分

3 加算金

宿泊税の申告が適正になされなかった場合には、次のような加算金が課されます。

項目	内容		加算金の割合	
過少申告 加算金	納入申告書の提出期限までに申告があった場合で、その申告額が納入すべき税額より過少であるために更正されたとき		更正による不足税額の10%	不足税額のうち、一定金額を超える部分について、さらに5%が加算
不申告 加算金	① 期限後に納入申告書の提出があったとき		申告税額の15% ^{※1}	左記①～③の場合で、納入すべき税額のうち、 ・50万円超300万円以下の部分については、更に5%が加算 ・300万円超の部分については、更に15%が加算
	② 納入申告書の提出がないため決定があったとき		決定税額の15% ^{※1}	
	③ ①②の場合について、更正があったとき		更正による不足税額の15% ^{※1}	
	④ ①が、決定があることを予知せずに行われたものであるとき		申告税額の5% ^{※2}	
重加算金	事実に基づかず、不正な処理による申告又は不申告であったとき	過少申告加算金に関するもの	過少申告加算金10%に代えて35% ^{※1}	
		不申告加算金に関するもの	不申告加算金15%に代えて40% ^{※1}	

※1 不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された者が、5年以内に再び不申告加算金（上記①～③に該当するもの）又は重加算金を課された場合などは、不申告加算金又は重加算金が更に10%加算されます。

※2 期限後に提出した納入申告書が、本来の期限から1月以内に提出されていることなど一定の要件を満たす場合は加算金が課されないことがあります。

4 延滞金

納入期限までに宿泊税を納入されなかった場合は、納入日までの日数に応じ、延滞金がかかります。

(1) 延滞金の計算方法

納入期限の翌日から1か月を経過する日までの割合	税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合 [※] が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と年7.3%のいずれか低い割合となります。
納入期限の翌日から1か月を経過した日以後の割合	税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額 ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%未満の場合は、その年内は延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合となります。

※ 延滞金特例基準割合とは

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として、各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合のこと。

(2) 端数処理

延滞金の計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。また、その税額が2,000円未満であるときは、延滞金はありません。

算出された延滞金額が1,000円未満である場合は、延滞金はありません。

5 罰則規定

宿泊税に関する罰則については、宿泊税条例や地方税法等の法令に基づき取り扱います。

宿泊税の申告や納入についてお困りの点がありましたら、県までご相談ください。

区分	条項	内容	罰則等
宿泊税条例 における 罰則規定	第22条	特別徴収義務者の証票の掲示等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
		帳簿の記載義務違反等に関する罪	
	第24条	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下の過料
地方税法 における 罰則規定	第21条	不納 ^{せん} 煽動に関する罪	3年以下の拘禁刑又は 20万円以下の罰金
	第22条の2	虚偽の更正の請求に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
	第733条の5	検査拒否等に関する罪	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
	第733条の7	納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪	30万円以下の罰金
	第733条の8	納税管理人に係る不申告に関する過料	10万円以下の過料
	第733条の21	脱税等に関する罪	5年以下の拘禁刑若しくは 100万円以下の罰金 又は併科
	第733条の25	滞納処分に関する罪	3年以下の拘禁刑若しくは 250万円以下の罰金 又は併科
	第733条の26	滞納処分に関する検査拒否等の罪	1年以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金
第733条の 26の2	滞納処分に関する虚偽の陳述の罪	6月以下の拘禁刑又は 50万円以下の罰金	

6 不服申立て

課税の決定や滞納処分等について不服があるときは、知事に対して審査請求をすることができます。

(1) 審査請求の対象となる処分（主なもの）

- 税額の更正・決定
- 加算金の決定
- 更正の請求の否認
- 特別徴収義務者の指定
- 還付・納入義務免除の決定
- 申告納入期限の特例の適用者不指定・指定取消

(2) 審査請求のできる期間

審査請求のできる期間は、その処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内です。

(3) 手続き

所定の事項を記載した審査請求書正副 2 通を、知事に対して提出してください。

なお、審査請求書は管轄の県税事務所を通じて提出してください。

7 お問い合わせ先（県税事務所一覧）

▶ 宿泊税の各種手続き、本手引きの内容等に関するお問い合わせは下記までお願いします。

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2
 長野県総務部税務課 課税係 宿泊税担当 TEL：026-235-7048

〔長野県ホームページ〕長野県宿泊税 特別徴収の事務等について（特別徴収義務者向け）

https://www.pref.nagano.lg.jp/zeimu/syukuhakuzei_tebiki-youshiki.html

▶ 宿泊税制度開始以降（令和8年6月以降）の各種手続きの受付窓口（提出先・郵送先）は宿泊施設の所在地を管轄する各県税事務所になります。（予定）

- 来庁（納入申告書などの持参）による手続き・・・①～⑩のすべての窓口で受け付けます
- 郵送による手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・①～④あてに郵送をお願いします

【県税事務所一覧】

県税事務所（郵送先）	管轄区域
① 総合県税事務所（長野合同庁舎内） 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡、下高井郡※、下水内郡
② 東信県税事務所（佐久合同庁舎内） 〒385-8533 佐久市大字跡部 65-1	上田市、小諸市、佐久市、東御市、南佐久郡、北佐久郡※、小県郡
③ 南信県税事務所（伊那合同庁舎内） 〒396-8666 伊那市荒井 3497	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、諏訪郡、上伊那郡、下伊那郡※
④ 中信県税事務所（松本合同庁舎内） 〒390-0852 松本市大字島立 1020	松本市※、大町市、塩尻市、安曇野市、木曾郡、東筑摩郡、北安曇郡※

- ⑤ 総合県税事務所 北信事務所 〒383-8515 中野市大字壁田 955（北信合同庁舎内）
- ⑥ 東信県税事務所 上田事務所 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6（上田合同庁舎内）
- ⑦ 南信県税事務所 諏訪事務所 〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10（諏訪合同庁舎内）
- ⑧ 南信県税事務所 飯田事務所 〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678（飯田合同庁舎内）
- ⑨ 中信県税事務所 木曾事務所 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1（木曾合同庁舎内）
- ⑩ 中信県税事務所 大町事務所 〒398-8602 大町市大町 1058-2（大町合同庁舎内）

※ 独自に宿泊税を導入する松本市、軽井沢町、阿智村、白馬村、野沢温泉村内の宿泊施設における申告納入手続きは、当該市町村に対して行っていただくことになります。

手続き等についてのお問い合わせは各市町村までお願いします。（3ページ参照）